令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 26	府省庁名 国土交通省							
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()							
要望 項目名	国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の延長							
要望内容(概要)	 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 国内線に就航する航空機 (離島路線就航機に係る固定資産税の特例措置の対象となるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。) 特例措置の内容 国内線に就航する航空機の課税標準を次のとおりとする。 最大離陸重量 200 t 以上 最初の3年度分 2/3(延長) 200 t 未満50 t 以上^{※1} 最初の5年度分 2/5(延長) 50 t 未満30 t 以上^{※2} 初年度3/8 その後の4年度分 2/5(延長) 30 t 未満^{※2} 最初の5年度分 1/4(延長) ※1 地方路線就航時間割合2/3未満の航空機は最大離陸重量200 t 以上のものと同様3年度分2/3 ※2 地方路線就航機のうち、羽田及び伊丹路線を除く路線の就航時間割合が2/3以上のものに限る。 適用期間を令和4年3月31日まで2年間延長する。 							
関係条文	地方税法附則第 15 条第 3 項 地方税法施行規則附則第 6 条第 19 項、第 20 項、第 21 項及び第 22 項							
減収 見込額	[初年度] — (▲2, 394) [平年度] — (▲2, 448) [改正増減収額] — (単位:百万円)							
要望理由	(1)政策目的 国内線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準について軽減措置を講ずることにより、安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図る。 (2)施策の必要性 国内航空路線は、地域経済・地域社会を支える基盤としての役割を担うものであるとともに、地方創生の観点からは、大都市圏からの交流人口・関係人口の拡大やインバウンド需要の取り込みのための重要なツールとしての役割を果たすものである。このため、国内航空路線における安定的な航空輸送サービスの提供と地方航空ネットワークの維持が求められるところ、近年、少子高齢化や地方の過疎化の急速な進展に伴い、特に地方における需要の減少、採算性の悪化が進み、路線の維持が困難な状況となっている一方、大都市圏の拠点空港においては、空港容量が恒常的に不足しており、大都市圏からの交流人口・関係人口の拡大やインバウンド需要を取り込むためには、需要に応じた安定的な航空輸送サービスの提供が課題となっているところである。こうしたことから、採算性の厳しい路線はもとより、幹線を含めた国内航空路線全体において、その需要に応じた安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供のために、機材導入に係る負担を軽減し、適時適切な機材に円滑な更新が図られる必要がある。以上のことから、航空会社の機材保有の負担軽減を図ることで、地方路線からの撤退を防ぎ、安定的な航空輸送サービスの提供と利便性の高いネットワークの維持を図るため、本特例措置の延長を要望する。							
	航空輸送サービスの提供と利便性の高いネットワークの維持を図るため、本特例措置の延長を要望する。							
本要望に 対応する 縮減案	航空輸送サービスの提供と利便性の高いネットワークの維持を図るため、本特例措置の延長を要望する。 —							

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:24 航空交通ネットワークを強化する
	政策の 達成目標		航空会社の機材保有に係るコストを軽減することにより、安定的な航空輸送サービスの提供 を実現するとともに、地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持する。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間		2年間(令和2年度~令和3年度)
	同上のの達成	期間中	令和3年度 100% (R3年度地方路線数/R2年度地方路線数)
	政策目標(達成状況	ፓ	近年、大手航空会社の路線再開やLCC等の新規航空会社による新路線開設の影響などもあり、地方路線数については、平成30年度は平成26年度と比べ、17路線増加(対107%)していることから、地方路線数は維持されているものと評価できる。
	要望の措置の適用見込み		定期航空運送事業者 (19 社)
^有 効 性	要望の措施 効果見込む (手段と 有効性)	74	機材保有に係るコストの軽減を図ることで、採算性の厳しい路線はもとより、幹線を含めた 国内航空路線全体において、その需要に応じた安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供を可 能とし、利便性の高いネットワークの維持を図れることから、本特例措置は有効な手段である。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		【国税】 - 航空機燃料税の軽減措置(租税特別措置法第 90 条の 8 ~ 9) 本則 26,000 円/キ゚゚゚\ス→18,000 円/キ゚゚\'\ス 沖縄路線 13,000 円/キ゚゚\'\ス→ 9,000 円/キ゚゚\'\ス 特定離島路線 19,500 円/キ゚゚\'\ス→13,500 円/キ゚゚\'\\ - 航空機部分品等に係る関税の免除(関税暫定措置法第 4 条)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		・補助金その他 着陸料軽減 340 億円(令和元年度試算額)
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		上記の予算措置は、収益性の低い路線(国管理空港と結ばれる路線に限る)に係る着陸料を 軽減することにより、国内ネットワークの維持を図ることを目的としており、一方、税制の面 からも国内線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準について軽減措置を講ずることに より、機材導入に係る航空会社の負担を軽減することで、安定的な航空輸送サービスの提供を 図るものである。
	要望の措 妥当性	置の	小型機のみならず、大型機・中型機も軽減対象とすることで、適時適切な機材に円滑な更新が図られることとなり、採算性の厳しい路線はもとより、幹線を含めた国内航空路線全体において、その需要に応じた安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供が可能となるほか、地方路線維持という目的に対しても有効なインセンティブとなる。 また、地域ネットワークの維持による利益は、地方に限らず広く我が国の経済活動・社会生活にとって利益となることから、広く全体で負担することが公平性の観点からも妥当である。
	-	ページ	26—2

税負担軽減措置等の	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
適用実績	軽減機数(機)	177	162	130	101	96		
	軽減額(百万円)	3, 359	3, 114	2, 443	1, 870	1, 932		
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	①適用総額の種類:課税標準(固定資産の価格) ②適用総額 平成 27 年度 250, 176, 244 千円 平成 28 年度 181, 477, 517 千円 平成 29 年度 135, 688, 439 千円							
	 当該軽減措置の適用により下表のとおり国内線の路線維持が図られている。							
	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
税負担軽減措置等の適	国内便数	846	844	840	845	850		
用による効果(手段と	線旅客数	9, 520	9, 606	9, 812	10, 212	10, 390		
しての有効性)	地方路線数	230	230	227	234	247		
	※出典:航空輸送網	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			 (単位 便数:千便	旅客数:万人)		
達成目標 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	令和元年度 100% (R1 年度地方路線数/H30 年度地方路線数) 地方路線数の前年対比維持率 平成 30 年度 106% (H30 年度地方路線数/H29 年度地方路線数)							
	昭和29年度	制度創設。		-) 100 			
これまでの要望経緯	平成 16 年度 最大離陸重量 130 t 未満の航空機に対する軽減率を拡充。 平成 18、20 年度 各 2 年間延長。 平成 22 年度 最大離陸重量引き上げ(130 t →200 t)、200 t 未満の軽減率・期間を拡充のうえ 2 年間延長。 平成 24 年度 2 年間延長。 平成 26 年度 最大離陸重量 50 t 未満の地方路線就航機(うち羽田路線及び伊丹路線を除く路線の就航時間割合が 2 / 3 以上に限る)の軽減率を拡充のうえ 2 年間延長。 平成 28 年度 2 年間延長。 平成 30 年度 2 年間延長。							
ページ			2 6-	3				